自転車JISが公示されました

(財) 自転車産業振興協会 技術研究所

■9月24日付で下記規格が公示されました。

〔新規制定〕 JIS D9115 (電動アシスト自転車-設計指針)

[改 正] JIS D9416 (自転車-ペダル)

■公示されたJISの主な概要は以下のとおりです。

[新規制定]

① J I S D 9 1 1 5 (電動アシスト自転車-設計指針)

この規格は、日本発祥で高度な制御技術を有する「電動アシスト自転車」の安全性、利便性を確保するために必要な、設計上の基本的要件を「設計指針」として取りまとめたものである。

○新規制定の目的、必要性

- a) 電動アシスト自転車は、1993年に市場に登場して以来、市場実績を積み重ねてきたことから、強制法規(道交法)の規定に適合し、安全性と利便性を高度に確保するための要件が集約できる状況となった。(2008年の国内出荷台数は約32万台で原付バイクの29.5万台を越え、これからも出荷が延びていくと予想されている。)この要件を「設計指針」として取りまとめて、製品安全の向上に資するものである。また、消費者が製品への安全要求の高まりを見せる中、業界レベルでの製品安全への一貫した取り組みを推進するためにも規格を整備する必要があった。
- b) 現在、電動アシスト自転車に関する国際規格はなく、それぞれの国、地域ごとに機構、機能、性能が大きく異なった製品(例えば中国:全電動自転車、欧州:モーター補助自転車など…)が存在している。特に近年では、日本の強制法規(道交法)や設計思想と大きく乖離した類似製品が日本市場に流入してきているが、これらの製品は日本の法令適合が疑わしく、安全性や商品性の面で消費者の利益を損なうことが危惧されている。この設計指針は、海外事業者、輸入事業者などに対して、日本市場における「電動アシスト自転車」の製品設計上の基本的要求事項に対する相互理解を得るためにも、規格を整備する必要があった。
- c) 欧州においては2009年1月に"自転車に電動機を装備した製品"がEN15194として制定された。その内容は「駆動補助」という概念が日本と大きく異なることから、我が国における強制法規(道交法)に則った電動アシスト自転車の基本的概念を「設計指針」として取りまとめる必要があった。

○規格の主な構成

- ・適用範囲、引用規格、用語及び定義、種類、製品の設計における要求事項、表示、取 扱説明書
- ・附属書A「人の力を補う原動機の基準」
- ・附属書B「原動機の基準の細目及び時間応答性の基準」

この規格を新規策定するに当たっては、電動アシスト自転車安全普及協議会をはじめ、社団法人自転車協会、並びに関係各位の多大なるご支援、ご協力を頂戴いたしました。ここに深く感謝の意を表する次第です。

[改 正]

②JIS D9416 (自転車-ペダル)

- ・折りたたみペダルの折損事故が報告されたことから、これまで除外していた「折りた たみペダル」を適用範囲に追加した。
- ・折りたたみペダルの強度確認のため、ペダル先端部の静的強度試験を追加した。
- ・トレーサビリティの観点から、製造業者に加え、製造年月又はその略号も表示するように追加した。

なお、今回改正された J I S の内容については、日本工業標準調査会のホームページ (http://www.jisc.go.jp/) から閲覧が可能です。